

**危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令及び
危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件について**

令和 8 年 5 月
消防庁危険物保安室

「水素等の GX 新技術に係る危険物規制に関する検討会」の結論等を踏まえ、及び学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の改正等に伴い、危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号。以下「規則」という。）及び危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和 49 年自治省告示第 99 号。以下「告示」という。）を改正する。

1. 改正内容

（１）危険物施設の周囲に保有する空地に係る規制の見直し【規則第 13 条の 6、第 16 条の 2 の 3、第 16 条の 2 の 4、第 22 条の 2 の 3 及び第 24 条の 12 並びに告示第 2 条の 4 及び第 4 条の 2 の 2 から第 4 条の 2 の 2 の 3 まで関係】

危険物施設の周囲に保有する空地（以下「保有空地」という。）について、当該危険物施設の周囲に耐火構造の塀の設置その他の防火上有効な措置を講じ、延焼防止上有効に冷却するための散水設備等を設け、及び当該危険物施設の出入口等の周辺に消防活動のための空地を保有する場合には、Ⅰ及びⅡの要件を満たす範囲内において保有空地の幅を減じ、又はⅠ及びⅡの要件を満たすときに保有空地を保有しないことができるように規制の特例を拡大する。

- Ⅰ 危険物施設で火災が発生するものとした場合において、当該火災の輻射熱により、当該危険物施設に隣接する建築物等の外壁等が、燃焼せず、かつ、防火上又は構造耐力上支障のある損傷を生じないこと。
- Ⅱ 危険物施設に隣接する建築物等で火災が発生するものとした場合において、当該火災の輻射熱により、当該危険物施設の外壁等が、燃焼せず、かつ、防火上又は構造耐力上支障のある損傷を生じないこと。

（２）危険物施設と高圧ガス施設等の間に設ける保安距離に係る規制の見直し【規則第 13 条の 6 及び告示第 2 条の 3 関係】

危険物施設と高圧ガス施設等の間に設ける保安距離について、耐火構造の塀の設置その他の防火上有効な措置を講じた場合には、Ⅰ及びⅡの要件を満たす距離を当該保安距離とすることができるように規制の特例を設ける。

I 危険物施設で火災が発生するものとした場合において、当該危険物施設に隣接する高圧ガス施設等が以下の基準に適合すること。

- ・ 当該火災の輻射熱により、当該高圧ガス施設等の外壁等が、燃焼せず、かつ、防火上又は構造耐力上支障のある損傷を生じないこと。
- ・ 当該火災の輻射熱により、当該高圧ガス施設等の保安に関する設備がその機能に支障を生じず、かつ、当該施設で製造し、貯蔵し、又は消費する高圧ガス等の温度及び圧力が過度に上昇しないこと。

II 危険物施設に隣接する高圧ガス施設等で火災又は爆発が発生するものとした場合において、当該危険物施設が以下の基準に適合すること。

- ・ 当該火災の輻射熱により当該危険物施設の外壁等が燃焼せず、かつ、当該火災の輻射熱又は当該爆発の爆風圧により当該危険物施設の外壁等が防火上又は構造耐力上支障のある損傷を生じないこと。
- ・ 当該火災の輻射熱又は当該爆発の爆風圧により、当該危険物施設の保安に関する設備がその機能に支障を生じず、かつ、当該危険物施設で貯蔵し、又は取り扱う危険物の温度及び圧力が過度に上昇しないこと。

(3) 給油取扱所における危険物から水素を製造するための改質装置に係る規制の見直し【規則第 27 条の 5 関係】

電気を動力源とする自動車等に水素を充填するための設備を設ける給油取扱所に、メチルシクロヘキサンから水素を製造するための改質装置を設ける場合には、以下の基準によることとする。

- I メチルシクロヘキサンから水素を製造するための改質装置に接続する廃油タンクは、容量 3 万リットル以下とすること。
- II メチルシクロヘキサン、水素又はトルエンが漏えいした場合にメチルシクロヘキサンから水素を製造するための改質装置の運転を自動的に停止させる装置を設けること。
- III メチルシクロヘキサンから水素を製造するための改質装置における危険物の取扱量は、指定数量の 150 倍未満であること。

(4) 移送取扱所の配管の構造等に係る規制の見直し【規則第 28 条の 4 及び第 28 条の 5 並びに告示第 42 条関係】

移送取扱所の配管のうち事業所の敷地内の地上又は地下に設置するものについて、配管の最小厚さの規定を適用しないこととともに、移送取扱所の配管等の材料について、設置場所の状況等にかかわらず、告示で定める規格と同等以上の機械的性質を有するものを認める等の改正を行うこととする。

(5) 甲種危険物取扱者試験の受験資格に係る規定の整備【規則第 53 条の 3 関係】

学校教育法の一部を改正する法律（令和6年法律第50号）の施行に伴い、甲種危険物取扱者試験の受験資格に係る規定のうち専修学校に係る部分等について、所要の規定の整備を行う。

（6）その他、所要の規定の整備【規則第22条の3及び第28条の16並びに告示第7条関係】

2. 施行期日

公布の日の翌日から施行する。

3. 経過措置

- ・ この省令による改正後の規則第53条の3（専修学校の専門課程に係る部分に限る。）の規定は、令和8年4月1日以後に専修学校の専門課程に入学した者について適用し、同日前に専修学校の専門課程に入学した者に係る甲種危険物取扱者試験の受験資格については、なお従前の例による。
- ・ この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとする。